

令和2年 第14回米子市教育委員会定例会会議録

日 時 令和2年12月18日（金）午後3時
場 所 教育委員会室

出席した教育委員会教育長及び委員の氏名

浦 林 実（教育長）
金 山 正 義
上 森 英 史
荒 川 陽 子
三 瓶 文 乃

説明のため出席した職員の職氏名

事務局長兼教育総務課長	松 田 展 雄
学校教育課長	西 村 健 吾
生涯学習課長	木 下 博 和
図書館長	菅 原 朗
学校給食課長	山 中 敦 子
文化振興課長	下 高 瑞 哉
教育総務課教育企画室長	後 藤 京 一
教育総務課係長	足 立 卓 哉

議事日程 令和2年12月18日 午後3時開議

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 前回の会議の会議録の承認
- 第3 教育長の報告
- 第4 議 事
議案第57号 令和2年度末米子市立小・中学校教職員人事異動方針について
- 第5 その他

開 会 午後 3 時

浦林教育長 ただいまから、令和 2 年第 1 4 回米子市教育委員会定例会を開会いたします。

1 会議録署名委員の指名

浦林教育長 それでは、日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員に荒川委員を指名いたします。

2 前回の会議の会議録の承認

浦林教育長 次に、日程第 2 前回の会議の会議録の承認に移ります。前回の会議の概要について、事務局から報告をお願いします。

松田事務局長 はい。

浦林教育長 松田事務局長。

松田事務局長 はい。前回の会議は 1 1 月 2 0 日に開催されまして、議案第 5 1 号「米子市公民館規則の一部を改正する規則の制定について」から、議案第 5 6 号「財産の取得について」までの 6 議案をご審議いただき、原案のとおりご承認いただきました。

浦林教育長 前回の会議の会議録を承認します。

3 教育長の報告

浦林教育長 次に日程第 3 教育長の報告について私から報告をいたします。2 点、報告をさせていただきたいと思います。

1 点目は、議会のほうで複数回話題になったことについてですけれども、不登校のことを何人かの議員さんにご質問をいただきました。これまで不登校については、学級担任ですとか生徒指導主任ですとか養護教諭とか、いろいろな組織対応をしてくれておりますけど、今年度はそれに加えて、新しいところでは ICT 支援ソフトすらを家庭で活用できるようにしております、そういった支援を行っているところです。

それからもう 1 つ。不登校児童生徒の背景といいますか、アセスメントシートというものを作りまして、目に見えることだけではなくて、それ以外の要因とかも指導には参考になるので、これをそれぞれの学校が作り始めているんですけども、転勤すると使いにくいというようなことがありますので、同じ様式にしようということで校長会と協議をしております、できれば

来年当初からは活用していきたい、そういうふうに思っております。

それから2点目は寄贈についてですが、鳥取県経済同友会西部地区から、皆さんの机の上に置かせていただいておりますが「弓浜半島物語」を小学校6年生全員にご寄贈いただきました。有効に活用していきたいというふうに思います。ぜひ委員の皆さんも、私も知らないことがたくさんありましたので、読んでいただくと、米子はこんな感じでできたんだなというのがさらによくおわかりになれるかなと思います。

4 議事について

◇議案第57号 令和2年度末米子市立小・中学校教職員人事異動方針について

浦林教育長 それでは、日程第4 議事に入ります。

議案第57号「令和2年度末米子市立小・中学校教職員人事異動方針について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

西村課長 はい。

浦林教育長 西村学校教育課長。

西村課長 それでは議案第57号につきまして、学校教育課から説明をいたします。

基本方針としましては、学校教育の充実と教育水準の向上を期するため、鳥取県教育委員会の方針に則って、厳粛な立場に立ち、人事異動を行うということでございます。

まず鳥取県教育委員会の方針について説明いたします。参考資料の2ページに、「令和2年度末公立学校教職員人事異動方針」、3ページに「令和2年度末市町村学校組合立小・中・義務教育学校教職員人事異動取扱要領」を掲載してございますが、これらについて一部、文言が変更されております。5ページ、6ページに新旧対照表を掲載しておりますのでご覧ください。

具体的には大きく2点でして、まず人事異動方針、それから取扱要領ともに、令和元年度末は「若手及び女性の登用に努める」とあったものが、令和2年度末は「年齢や性別に囚われることなく」といった文言に変わってございます。これは県の教育委員会において、「“若手”とか“女性”とか明記すると、それに特化するニュアンスになる怖れがあるのではないか」との

指摘があったからというふうに伺っております。ただ、女性の学校運営参画推進の観点は、(4)の「その他」に新たに別記されております。

続きましてもう1点は、3ページの取扱要領に、教職員の人事についての(1)におきまして、主幹教諭の人事について「教頭候補者名簿に登載されたものの中から適材を適所に配置する」という新たな記載が加わっております。

以上、鳥取県教育委員会の人事異動方針等に則りまして、議案の1ページにあります3点を米子市の基本方針としたいと思っております。

まず、「新陳代謝を促進し、優秀かつ有能な人材の登用と抜擢に努める」、「学校間の格差が生じないように広く人事交流を行うとともに、学校種間の交流に努めることにより、教職員の適正な配置に努める」、「同一校の勤務期間が長くなる傾向をできるだけ排除して、人事の刷新を期するとともに、短期間の異動は努めて避ける」。

なお本年度の定年退職者は、校長につきましては小学校4名、教頭につきましてはおりません。教諭につきましては小学校7名、中学校7名。養護教諭につきましては小学校1名。事務職員につきましては中学校1名。合計20名でございます。

浦林教育長 はい。質疑はございませんでしょうか。

浦林教育長 荒川委員。

荒川委員 米子市の基本方針につきましては、そのようにお願いしたいと思っております。特に3番についての、期間が長くなる傾向を排除する、短期間の異動は努めて避ける、というところは、保護者の立場としても、子どもたちと接する先生方のことを考えても、それに極力努めていただきたいなと感じます。

あと参考資料のほうですが、今説明があったように「若手及び女性の登用に努める」という文言が変更され、よりわかりやすい言葉になったなと感じるとともに、やはりその他のところでは女性云々という言葉が出てくるんだなというところに私自身、個人的にはそういう性差関係なく文章ができる日が来れば良いなと感じました。

浦林教育長 ありがとうございます。

金山委員 はい。関連して。

浦林教育長 はい、お願いします。

金山委員 今、女性という話がありまして、“若手”、“女性”の文言が変わって違う表現がしてあったと。いいと思います。ただ、内実はやっぱり女性を意識して欲しいなということは一つ思います。当然若手もそうだけれども、やっぱり「教頭の試験受けんかや」と誘ってみても、かなりいろんな搦め手で、優秀な者は出していかないともったいない方が結構いるので。まあ校長の力量かなと思いますけど、ぜひそういう優秀な方に声かけをしっかりとさせていただくということは必要かなと。

あと質問で、オの7年以上というのは、いつから7年ですか。さんぱちじゅうごのあたりは8年と言っていたのは古いですかね。教職員人事の(2)のオ「3年以上勤務した者は、原則として7年以上は移動の対象」。これは7年ですか。

西村課長 7年です。ちょっといつからかというのは今、お伝えできる根拠を持っておりません。

金山委員 わかりました。

浦林教育長 10年近く前ですね。8年とすると10年ということにもなるので、変更されました。

金山委員 わかりました。

荒川委員 すいません。1つ単純に質問させていただきたいんですけど。5ページの対照表のところに、大きく公立学校教職員の分と県立学校の分と、後ろに市町村学校組合の分があるんですけど、これは県立学校の文章みたいなものはどれが。

浦林教育長 簡単に言うと、公立学校と県立学校を分けて作っています。公立学校というのは小・中学校ですね。県立学校というのは県立高校と特別支援学校で。それで資料の2ページは、いわゆる小・中学校の人事異動の方針です。別途、県立学校のものもあります。それから3ページにある取扱要領は、これも小・中学校、義務教育学校。で、県立のものもあります。それから5ページは、たまたま1ページに収まっているので両方載っています。

す。

荒川委員 すいません。わかりました。

西村課長 これは県から出されている方針ですが、次年度は、一部改めるということで、県立学校の部分は割愛したいと思います。

荒川委員 わかりました。

浦林教育長 中身のほうはいいでしょうか。

来年度から主幹教諭というのを、これまで県立にはあったんですけど、小・中学校にも入れようという動きになっていまして。これは校長や教頭に次ぐような立場、いわゆる教頭になる資格を有している、そういう名簿に登載されている者をもって充てるようになっておりますけれども。だんだん学校の課題が複雑になってきたもので、少し校長・教頭以外にも学校を組織的に動かすような役割の者を置こうということで。その者に例えば学校の課題、学力向上が課題の学校とか、生徒指導が課題の学校とか、不登校が課題の学校とか特別支援教育が課題の学校とか、いろんな学校があるんですけども、そういう者を中心にして全職員を活用しながら改善していこうというので、もちろん全部の学校に配置できるほどの人数はないんですけども、おそらく米子市にも何人か配置が為されるんじゃないかと思っております。これまでより管理職、特に教頭の仕事を少し軽くして、全体を回しやすくしよう、そんなことも今、先ほどの説明の中にあった一つです。これが少しこれまでにはなかったことです。

荒川委員 全学校ではないというと、例えば規模が大きいとかそういうことですか。

浦林教育長 総合的に判断してですね。やっぱり課題がハッキリしているような学校であれば、規模の大小に関わらず配置して一気にそこを変える必要があると思いますし。どうしても大きい学校のほうが課題の量というのが多いんですけど、そればかりではないので。まあ何人配置していただけるかはまだわからないので、ゼロということはここまでいったらいいのかなどは思いますけど、もしかしたら3月の異動の中にそういったものが出てくるかもしれませんので、少し知っておいていただけたらと思

います。

浦林教育長 三瓶委員。

三瓶委員 ちよつと純粹に思ったことなんですけど。60歳定年退職で、これは今の60歳の方たちってすごくお元気で、経験も豊富ですし、これは普通の会社だと再雇用みたいな制度があると思うんですけど、この世界にはあるものですか。

浦林教育長 西村学校教育課長。

西村課長 あります。種類としては、いわゆる普通の教諭と同じ教諭として再任用、これは本人が希望し、県の審査を通れば最長5年間勤務することができます。それからいわゆる常勤講師。60歳で退職されても、その後県のほうに講師登録をなされると、県が声をかけます。非常勤講師も同じ仕組みです。このように、一般の教諭と同じような再任用、そして、常勤講師、非常勤講師という3種類で、本市でも多くの方にお勤めいただいているような状況です。

三瓶委員 担任も実際に持たれたりとかも。

西村課長 はい、あります。

浦林教育長 給与の格付けが変わることを除けば全く同じです。

三瓶委員 ありがとうございます。

浦林教育長 その他いかがでしょうか。

浦林教育長 では質疑がないようですので採決いたします。
議案第57号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第57号「令和2年度末米子市立小・中学校教職員人事異動方針について」は、原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長 本日の議事は全て終了しました。以上をもちまして米子市教育委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 3 時 1 7 分